

次世代育成支援対策推進法に基づく、

一般事業主行動計画のホームページ掲載について

「次世代育成対策推進法」とは、次世代社会を担う子どもがすこやかに生れ、育成される環境を整備するために、国・地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2005年4月1日から施行されています。

この「次世代育成対策推進法」に基づき、企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定する義務があります。また、常時雇用する従業員が101人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への公表と従業員への周知が義務付けられています。

今回、この「一般事業主行動計画」を2015年4月1日より新計画として作成いたしましたので、けいはん医療生協のホームページに掲載いたします。

けいはん医療生活協同組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年4月1日～平成37年3月31日までの10年間

2、内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当金・出産一時金や育児休業中の社会保険料免除制度等の周知を引き続き行う。

<対策>

- 平成27年9月～各事業所に育児休業・介護休業制度実施要項を就業規則とともに備えつけていることを引き続き周知する。
- 平成27年9月～周知用パンフレット等を作成し社員に配布

目標2：年次有給休暇の取得を促進するため、半年ごとに取得状況表を作成し、視覚化することで意識啓発を図る。

<対策>

- 平成27年7月～有給取得状況表の様式を作成する。
- 平成27年9月～半年ごとに運用する
- 平成28年3月～取得が進んでいない者に対しては、各事業所責任者より意識啓発を図る